５松(高)第 201 号
令和５年７月３日

有料老人ホーム
サービス付き高齢者向け住宅
代表者 様

松山市長　野志　克仁
（公印省略）

有料老人ホームの経営状況等に関する書類の提出について

標記のことにつきまして、「有料老人ホーム設置者等からの報告の取扱いについて」（平成３０年３月３０日付け老高発０３３０第３号）に基づき、下記の１（１）（２）及び２（１）の 書類を令和５年８月２８日（月）までに高齢福祉課にご提出ください。

なお、重要事項説明書は EXCEL 版で提出をお願い致します。

記

１ 有料老人ホームの設置者の報告事項
（老人福祉法第２９条第１１項、同施行規則第２１条の２の別表による項目）
（１） 令和５年７月１日現在における重要事項説明書【別添 1:Excel 版 Ver1.1】
（２） 介護等の利用者への提供実績【別添 2: Excel 版】
★(1)(2)ともに、別紙（作成する場合の注意事項）を確認のうえ、電子申請システム(様式のダウンロード可)から送付をお願いします。
(別添 4,5 参照)
※重要事項説明書が介護サービス情報公表システム【情報掲載場所は別添 6】に公表されている施設(36 施設)は、同システムの重要事項説明書も参考にして下さい。

２ 有料老人ホームの経営状況等に関する書類
（１） 経営状況シート【別添 3: Excel 版】及び直近の事業収支計算書
※上記の★印と同様に送付をお願いします。
（２） 令和５年７月１日現在における直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
（３） 他業を営んでいる場合には、他業に係る上記（２）の関係書類及び親会社がある場合には当該親会社の業務に係る上記（２）の関係書類
（４） ３年毎の事業収支計画の見直しを行った場合において、財務諸表との乖離がある場合には、その原因、対処方針等
※(2)(3)については、提出不要ですが、求めに応じて提出できるよう準備をお願いします。

【問い合わせ先】
松山市役所高齢福祉課　総務担当
TEL:089-948-6414　FAX:089-934-1763
E-mail:yuuryou_teisyutu@city.matsuyama.ehime.jp

別紙

重要事項説明書(別添 1)、介護等の利用者への提供実績（別添 2）及び経営状況シート(別添 3)を作成する場合の注意事項

【重要事項説明書(別添 1)】

① 有料老人ホームの重要事項説明書については、介護サービス情報公開システム（生活関連情報）の１つとして掲載していることから、法令により公表が義務づけられていない項目につきましても、公表が了承されたとみなします。
尚、施設長や管理者等の代表者氏名については、公表を前提にしていますが、重要事項説明書の記入者名［重要事項説明書ｐ１］、苦情に対応する窓口［重要事項説明書ｐ２５－２６］等で、代表者以外の職員の氏名や電話番号などの個人情報が記載されている場合が見受けられますので、記入者名を代表者名、受付窓口を「有料老人ホーム〇〇〇苦情受付担当者」等に変更するなどの見直しをして下さい。なお、個人名を公表する場合は、必ず本人の了承を取って下さい。

② 重要事項説明書５．職員体制の内、（職種別の職員数）と（職員の状況）における職員の人数を一致させること。

③ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合の生活相談員は、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省・国土交通省令第２号）第 11 条第１号の規定に基づく状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員となるので、サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員数を記載すること。

④ 「利用料金プラン中」の「サービス費用」の内「その他」［重要事項説明書ｐ１９］の金額は、利用料金の算定根拠内の「利用者の個別的な選択によるサービス利用料 別添２」と「その他のサービス利用料」の合計額（１ケ月平均の利用金額相当）を記入すること。

⑤ 「「取込種別」及び「被災確認事業所番号」［重要事項説明書ｐ１］は記入不要です。

【介護等の利用者への提供実績（別添2)】

重要事項説明書別添２で提供するサービス及びその他のサービスの利用者数について、調査日（令和５年７月１日）以前の直近１ケ月（令和５年６月１日～３０日）の利用者数を別添２の記入例を参考にご記入下さい。

【経営状況シート(別添3)】

経営状況シートの項目で、判定が不可または売上高営業利益率及び売上高経常利益率が３年で最小である場合、その理由及び改善策をご記入下さい。
尚、枠内に収まらないようであれば、別紙に記載して下さい。